

“食中毒警報が発令されました”

滝川保健所より食中毒警報が発令されました。

発令番号	第18号
発令日時	令和2年9月9日(水) 午前9時
解除日時	令和2年9月11日(金) 午前9時(48時間)
発令区域	滝川保健所管内一円
発令基準	①

※ 食中毒警報発令の基準

- ① 日最高気温28℃以上が予想される場合
- ② 前2日間のそれぞれの日最低気温が20℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合
- ③ 前2日間のそれぞれの日平均気温が23℃以上で、かつ、湿度が85%以上の場合
- ④ その他保健所長が特に必要と認める場合

食中毒警報発令期間中は、次のとおり食品の取り扱いに注意しましょう

- 1 食品は、冷蔵庫に入れるなど低温で保存しましょう。
- 2 魚介類等の生鮮食品は、できるだけ早く調理し、早めに食べましょう。
- 3 食品は、よく火を通して食べましょう。
- 4 ふきん、まな板等の調理器具の洗浄殺菌を励行しましょう。